



## 社会を変革し、「地域循環共生圏」を創造する



環境省事務次官  
**鎌形 浩史**

日頃より、環境行政に対する御理解と御協力をいただき、改めて御礼申し上げます。

現代において、環境・経済・社会的課題は相互に密接に関わり合っており、環境問題の解決と同時に経済・社会的課題も解決していくことが求められています。そして、今を生きる我々の世代のニーズを満たしつつ、将来世代が豊かに生きていける脱炭素社会を実現するためには、既存の取組の延長ではなく、イノベーションの創出を後押しし、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムの大胆な変革、すなわち、社会全体の変革を実現していく必要があります。

こうした「社会変革」を実現する新時代の政策デザインを追求していくため、「環境・経済・社会の統合的向上」の具体化により、「地域循環共生圏」の創造（持続可能な形での地域資源の活用を通じた自立・分散型の社会の形成）を目指しています。

本稿では、「社会変革」の実現に向けた取組として、いくつか御紹介させていただきます。

近年、我が国は激甚な自然災害に毎年のように見舞われており、気候変動の影響により、今後、このような気象災害のリスクが更に高まると予測されています。この認識の下、環境省でも、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に進むよう、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）をはじめとし、各地の自治体や関係団体、民間事業者等と連携することで、あらゆる側面から被災自治体を支援してまいりました。引き続き、環境省として災害対応にきめ細かく対応し、被災地の一刻も早い復旧・復興に向けて、全力を尽くす所存です。

平時・災害時における廃棄物処理の問題は、複雑化・多様化しています。老朽化で更新時期を迎えつつある自治体の一般廃棄物処理施設の





更新需要にもしっかりと対応してまいります。そして、こうした廃棄物処理施設が地域でより受け入れられるよう、廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用した地域エネルギーセンターの構築を進め、地域における新たな価値を創出します。

一般廃棄物の適正処理推進は、国民生活にとって極めて身近であり、地域の生活環境保全及び公衆衛生の向上の観点から厳然として不可欠です。この重要性に鑑み、一般廃棄物処理に関する市町村の統括的責任の重要性や、市町村の一般廃棄物処理計画に基づく廃棄物処理法の適正な運用について、引き続き周知徹底を図ってまいります。

また、PCB廃棄物の期限内処理の確実な達成に向けた取組を進めてまいります。産業廃棄物の適正処理の推進については、平成29年の廃棄物処理法改正により、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に電子マニフェストの使用が義務づけられ、本年4月から施行されることから、対象となる方々には周知を引き続き徹底してまいります。また、第四次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた電子マニフェストの普及率を2022年度において70%に拡大する目標を達成するため、更なる普及拡大に取り組めます。

そして、海洋プラスチックごみ対策の分野においても、昨年6月のG20大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」等を踏まえ、プラスチックごみの回収・適正処理の

徹底、日本の優れた技術・ノウハウを活かした廃棄物処理・リサイクル分野のインフラの国際展開支援等を推進します。国内では、本年実施するレジ袋の有料化に向けて、事業者への周知及び国民への理解促進に取り組めます。同時に「プラスチック資源循環戦略」の具体化に向けて、本格的な検討・実施を進めてまいります。

東日本大震災の発生から3月11日で9年が経過しますが、被災地の復興・再生は引き続き最重要の課題です。2019年12月には、『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針が閣議決定され、2021年度以降の復興の取組方針が示されたところです。環境省としても、引き続き、安心して生活できる環境を取り戻す環境再生の取組に全力を尽くすとともに、環境の視点から地域の強みを創造・再発見する未来志向の取組も推進し、責任を持って復興への役割を果たしてまいります。

「人と環境を守る」。環境省はこの変わらぬ精神を保ちながら、これからも新たな課題に真正面から向き合っています。環境問題に対する取組が経済成長を促し、経済成長が環境問題への更なる取組につながる——。このような「環境と成長の好循環」を率先して生み出し、社会変革の最初の歯車を回していきたいと考えています。

結びに、今後とも、皆様の大いなる発展を心より祈念するとともに、皆様の環境行政への一層の御支援、御協力をお願いいたします。

